



2006年9月4日 第2007-01号

【発行】 J A M

【発行責任者】 大山勝也

【編集】 社会政策局

TEL 03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.jp](mailto:syakai@jam-union.jp)

## アスベスト被害者救済のための事業主負担の考え方固まる

政府の「石綿による健康被害の救済に係わる事業主負担に関する検討会」は、8月30日に第3回検討会を開催し、「石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「救済法」という)」に基づいた事業主が拠出する額の算定方法等について考え方をまとめました。

今後、この考え方を中央環境審議会環境保健部会に報告し、審議の上、了解されれば、2008年度以降、事業主から拠出金(労災保険適用事業主からは「一般拠出金」、特別事業主からは「特別拠出金」)が徴収されることとなります。

今回の考え方がまとめられたのは、国、地方公共団体、事業者が「石綿健康被害救済基金」に拠出する拠出金のうち、事業主に係る部分についてです。まとめられた考え方の概要は、以下の通りです。

### <事業主負担の総額>

2007年度～2010年度必要見込額 90.5億円/年度  
国が負担する分=7.5億円/年度、地方公共団体の拠出が検討されている分=9.2億円/年度残り 73.8億円/年度=事業主負担の総額

### <特別拠出金の額の算定方法>

- ①事業主負担の総額(73.8億円/年度)を「石綿の使用量分」及び「指定疾病の発生状況(労災認定件数により代替)分」に按分する。
- ②各特別事業主の当該事業場における石綿の使用量及び指定疾病の発生状況がそれぞれ全体に占める割合に基づき「石綿の使用量割額」及び「指定疾病の発生状況割額」を算定し、その合計額を特別拠出金の額とする。

### <一般拠出金率>

事業主負担の総額(73.8億円/年度)から特別拠出金の総額を控除した額を直近の労災保険適用事業主等の賃金総額で除することにより算定(「0.05/1000」となる見込み)する。

### <見直し>

施行後5年以内に行われる制度の見直しに合わせて、再検討する。

特に問題になるのは、「特別拠出金」の徴収対象企業の選定です。選定基準に「労災の発生状況」を入れると、選定から逃れるため労災隠しが増加する危険性があり、労働者のアスベスト被害を積極的に労災で認定してもらうよう頑張った企業が、同様に危険性のある同業他社と比較してより多くの拠出することになります。

連合は、関係審議会や環境省に対し、選定基準から「労災の発生状況」を除外し、「石綿の使用量と危険性(使用した石綿の種類や吹きつけ・切断等飛散によるばくろ可能性の高さ)」を考慮して選定すべきと主張してきました。

今回、「検討会」がまとめた考え方では、「特別事業主」の要件として、大気汚染防止法に基づく特定粉塵発生施設届出工場等に掲げられた事業所のうち、①事業場における累計の石綿の使用量が1万ト以上、②事業場の所在する(または所在していた)市区町村の中皮腫による死亡数が全国平均以上、③事業場における石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の労災認定件数が10件以上、のすべてを満たす事業主となっています。(結果として4社に限定)

また、「石綿の使用量のみならず、石綿の種類ごとに発ガン性の程度が相当程度異なるとされるものの、種類ごとの使用量は把握できていないことをかんがみると、単に石綿の使用量のみをもって追加的な貢献に理解を得ることは困難であることから、救済法においては、石綿の使用量とともに指定疾病の発生の状況を勘案して特別事業主の要件及び特別拠出金の額の算定方法を定めることとされている」、「市区町村の中皮腫による死亡数」を補足する他の指標がないことから「『指定疾病の発生の状況』を代替的に用いることとする。そのため労災申請のディスインセンティブとならぬよう、相応に高い基準とする必要がある」と考え方が示されており、連合の考え方が一定程度考慮されたものとなっています。